

不当要求行為等は、記録します。

「不当要求行為等」とは、市職員(会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)に対する要求等のうち次に掲げるものであり、暴力行為、恫喝、長時間の居座り、誹謗中傷、その他の社会的相当性を逸脱する手段によって行われるもの、又は、応じられないことや記録する旨を伝えてもなお複数回にわたり執拗に行われるものなどをいいます。記録された内容は必要に応じて、警察等関係機関又は公正取引委員会への通報や、市公式サイト等での公表を行います。

- ① 特定の者に対し、有利又は不利な取扱いを求めること。
- ② 正当な理由もなく、職員に面会を強要すること。
- ③ 義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げることを求めること。
- ④ 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。
- ⑤ 特定の者を入札に参加させること又は参加させないことを求めること。
- ⑥ 市が当事者となる契約において、市以外の契約の当事者に不当な利益が生ずるような取扱いを求めること。
- ⑦ 職員の採用、昇任、転任等を求めること。
- ⑧ 職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求めること。
- ⑨ 政策立案中の内容であって、情報提供することにより特定の者に対して有利又は不利な状況となる資料等の提供を求めること。
- ⑩ 購読及び購入の意思のない機関紙誌の購読又は物品の購入を執拗に求めること。
- ⑪ 便宜を図らせる意図をもって、会食(パーティーを含む。)を共にすること又は金銭、物品等の贈与を受けるよう求めること。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、職員の公正な職務の遂行を妨げること。

【文書取扱】

串間市総務課内部統制係

0987-72-4557